

次の県営土地改良事業の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に静岡県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、静岡県を被告として、計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に取消しの訴えを提起することができる。

令和7年9月26日

静岡県知事 鈴木 康 友

関係市町名 事業名 地区名	縦覧場所	縦覧期間
浜松市 水利施設等保全高度化事業 （畑地帯総合整備事業 （畑地帯総合整備型）） 三ヶ日みかんの里地区	西部農林事務所 及び 静岡県西部農林事務所 ホームページ※	令和7年10月3日から 令和7年10月31日まで

※ 静岡県西部農林事務所ホームページ
(<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/norinjimusho/seibunorin/index.html>)